

差別のない明るいまちを

仕事と人権

その②

◆障がい者の社会参加と雇用
2010年版障害者白書によると、現在、日本には約744

「職場」は、みんなで協力し合つて、一人では成しえない大きな成果をあげることのできる場です。その職場で、性別、年齢、国籍などが異なる多様な人々が、それぞれの能力や特性を發揮するために、一人ひとりが確かな人権感覚をもつて行動し、良好な職場環境を築くことが大切です。

職場環境が良好であれば、働く意欲も増し、コミュニケーションが活発になり、多様な意見やアイデア、情報が交換され、ことで新しい価値が創造され、その企業全体の成果も上がるのです。

万人の障がいのある人がいます。また、現在そうでない人も将来、障がい者の問題は身近な問題だといえます。障がいの有無に関わらず、一人ひとりの人権が尊重され、お互い認め合い、地域社会の中で共にいきいきと豊かに暮らせる社会を築くためには、障がい者に対する医療、福祉、教育就労などの取り組みが必要です。なかでも、自立や社会参加の重要な手段となる雇用・就労支援は特に重要です。「障害者の雇用の促進に関する法律」では、「障害者雇用率制度」が設けられていて、常用労働者を一定人数以上雇用している事業者には、常用労働者中に占める障がい者の割合が定められています。

就労後も、「雇つてあげている」感覚ではなく、障がい者一人ひとりの障がいの程度や特徴に配慮した職場環境づくりに努めることが大切です。

企業においては、「エニバーサルデザイン」の考え方方が重要となりの障がいの程度や特徴に配慮した職場環境づくりに努めることが大切です。

2009年の統計によると、外国人登録者は218万人を越えています。仕事、留学、結婚などの理由により日本で暮らす外国语の人が増加し続けており、今後、さまざまな国籍の人と接する機会が増えることでしょう。しかし、実際に外国人に接するだけではなく、新しい障壁なり、社会生活上の障壁を除去する作らないことが求められています。また、最初から障壁を作らぬことを実現するためには、外國人に対する理解を深め、相手を理解するのが難しそう……」そんな思い込みから外國人に対して「壁」をつくつてしまっているのかもしれません。

ユニバーサルデザイン
7つの原則

米国ノースカロライナ州立大学デザインセンター所長ロナルド・メイスが1980年代に提唱したもの。

○誰でも公平に使用できる。

○多様な使用者や環境に対応できる。

○使用法が簡単ですぐ分かる。

○必要な情報が使用者や環境に関わらず、すぐに分かる。

○ミスや危険につながりにくく、安全である。

○少ない力で楽に使用できる。

○使いやすい大きさや広さを確保できる。

外国人に対する思い込みや国籍が異なる人と共に生活していくためには、自分たちと異なる言葉文化、生活習慣、宗教などに触れたとき、「違うから」といって一方的に否定したり、排除せずに「違う」を認め、理解に努め、尊重しようとする姿勢が大切です。

この頁では市の方針に沿い、「障害」の表記を一部ひらがなにしています。

◆外国人労働者の人権

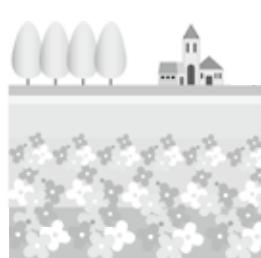
「障害」とともに生きる」をテーマに、阿南市人権問題講師団 江川尚志さんの講演会を開催します。

【日時】
9月13日(火)
午後2時から4時まで
(午後1時30分より受付)

【場所】
市保健センター2階

※手話通訳が必要な方は、事前にご相談ください。
※授乳・育児などに利用できる部屋もあります。

人権教育学級を開催



詳しく述べ、市人権推進課(☎32・3814)まで。

この月は、市県民税・後期高齢者医療保険料2期分、国民健康保険税・介護保険料3期分の納付月です。忘れずに納期限内に納めましょう。